

2020年国勢調査実施計画

— 正確・円滑な調査と精度の高い統計をめざして —

(案)

2019年●月●日

総 務 省

2020年国勢調査実施計画 目次

I 国勢調査の趣旨及び実施に向けた基本的な考え方

第1	国勢調査の趣旨	1
第2	国勢調査の基本的役割	1
第3	調査を取り巻く環境の変化	2
第4	2020年国勢調査の実施に向けた基本的な考え方	2

II 2020年国勢調査の実施計画

第1	調査の目的	4
第2	法的根拠	4
第3	調査の時期	4
第4	調査の対象	5
第5	調査事項及び調査票	6
第6	調査の方法	6
第7	結果の集計及び公表	8
第8	調査書類の保存	8

別紙1 2020年国勢調査調査票（案）

別紙2 2020年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧（案）

第5 調査事項及び調査票

1 調査事項

調査票により、次の項目を調査する。

(1) 世帯員に関する事項

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (ア) 氏名 | (ケ) 在学、卒業等教育の状況 |
| (イ) 男女の別 | (コ) 就業状態 |
| (ウ) 出生の年月 | (サ) 所属の事業所の名称及び事業の種類 |
| (エ) 世帯主との続柄 | (シ) 仕事の種類（職業） |
| (オ) 配偶の関係 | (ス) 従業上の地位 |
| (カ) 国籍 | (セ) 従業地又は通学地 |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | (ソ) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| (ク) 5年前の住居の所在地 | |

(2) 世帯に関する事項

- | | |
|-----------|------------|
| (ア) 世帯の種類 | (ウ) 住居の種類 |
| (イ) 世帯員の数 | (エ) 住宅の建て方 |

2 調査票

基本となる調査票はA4判変形・両面記入様式の光学文字認識（OCR）帳票で、1枚に4名まで記入できる設計とする（調査票様式は別紙1を参照）。

また、オンライン調査のための電子調査票はHTML形式とし、世帯人員9名までの一般世帯がパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から回答できる設計とする。

なお、基本となるOCR調査票や電子調査票を補完するため、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『外国語調査票』（27言語）及びExcel調査票を用意する。

第6 調査の方法

1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令に基づき、2019年10月1日現在で2020年国勢調査調査区を設定する。調査区は、原則として1つの調査区におおむね50世帯が含まれるように構成するものとする。

2 調査の流れ

調査は、総務省—都道府県—市町村—国勢調査指導員（以下「指導員」という。）—国勢調査員（以下「調査員」という。）の流れにより行う。

ただし、マンション等の共同住宅や社会福祉施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者へ業務委託した方が効率的に調査を実施できる調査区においては、調査員事務を市町村が当該事業者へ委託して実施することができるものとする。

3 関係者の役割

(1) 都道府県

都道府県は、市町村事務打合せ会の開催、調査の実施状況の把握、広報及び協力依頼による環境整備、調査書類の審査、『都道府県要計表』の作成等の事務を行う。

(2) 市町村

市町村は、指導員及び調査員の選考・配置、指導員及び調査員の事務打合せ会の開催、指導員及び調査員への調査実施上の指導、オンライン回答世帯及び郵送提出等世帯の把握と調査員への伝達、調査書類の審査、『市町村要計表』の作成等の事務を行う。

また、調査事務を委託した事業者に係る調査実施上の指導を行う。

(3) 指導員及び調査員

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。

指導員は、調査員に対する指導、オンライン回答世帯及び郵送提出等世帯の伝達、調査票等の検査を行い、調査員は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

(4) 調査員事務を受託した事業者

調査員事務を受託した事業者は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

4 調査の方法

(1) 基本的な方法

調査は、オンライン回答の期間を、調査員提出・郵送提出の期間に先行して設定する方法により実施する。

ア オンライン調査回答用 I D 及び調査票の配布

調査員又は民間事業者（以下「調査員等」という。）は、オンライン調査回答用 I D 及び調査票を世帯に配布する。

イ 世帯の回答方法

世帯は、所定の期間において調査票による回答に先行して、国勢調査専用のオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）にアクセスし回答することができる。また、10月1日以降は、オンラインシステムのほか、郵送により提出又は調査員へ提出する方法のいずれかを選択し、回答する。

ウ 調査票の収集

調査員等が世帯から調査票を収集するほか、郵送により世帯から調査票を収集する。

また、世帯がオンラインシステムを利用して回答する場合には、市町村職員がオンラインシステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。

なお、世帯から調査票の収集ができない場合には、調査員等が、関係者の協力

を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。

※ 世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査員にそのまま提出する方法、封入して調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。

(2) 特別な地域における方法

自衛隊地域、矯正施設地域、学生寮・独身寮のある地域、外国人居住者の多い地域や、旅館・ホテルの長期滞在者、夜間又は24時間営業の店舗（インターネットカフェなど）に寝泊まりする住居不定者等については、それぞれの特性に応じた方法によって調査を行う。

5 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む）又は世帯員が調査票に記入し、調査員等の質問に答え、調査票を調査員等又は総務省に提出することにより行う。

第7 結果の集計及び公表

1 結果の集計

集計は、総務省において別紙2に示す区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同センターが当該業務を行う。

2 結果の公表

(1) 公表方法及び公表時期

調査結果の第一報は、翌年2月末までに、「人口速報集計」として公表する。その後、別紙2の集計区分に応じ、順次、結果表をインターネットで利用する方法等により公表する。

(2) 人口・世帯数の官報公示

「人口速報集計」による全国・都道府県・市町村別の人口総数については、翌年2月末までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については翌年9月末までに、それぞれ官報に公示する。

第8 調査書類の保存

調査書類の保存期間と保存責任者は、次のとおりとする。

なお、保存期間を過ぎた調査書類は、他に漏れないように廃棄する。

調査書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長

調査票の内容（氏名を除く）が 転写されている電磁的記録	永年	同上
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長
調査区要図	同上	同上
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事
結果原表又は結果原表が転写さ れている電磁的記録	永年	総務省統計局長

(案)

秘 基幹統計調査



国勢調査調査票

この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

2020年10月1日 総務省統計局

世帯について
(調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数
・ふだん住んでいる人
全員の人数を書いてください

総数 男 女

2 住居の種類
持ち家 都道府県・市区町村等の賃貸住宅 都市再生機構・公社等の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅(社宅・公務員住宅など) 住宅に間借り 会社等の独身寮・寄宿舎 その他

数字の記入例

たて線1本 すきまをあける としる 記入は黒の鉛筆で

はねない 上につきぬける 角をつける

○数字を記入する場合は、わくの中に右づめで書いてください。
○記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。

「調査票の記入のしかた」を参照して黒い太わくの中に記入してください

世帯員全員について (世帯員ごとに記入してください)

3 氏名及び男女の別
・ふだん住んでいる人をもれなく書いてください

4 世帯主との続き柄
・世帯主の配偶者(妻又は夫)の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ祖父母・兄弟姉妹を含めます
・孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹を含めます

5 出生の年月
・該当する元号又は西暦に記入したうえで年及び月を書いてください
・年を西暦で記入する場合は西暦年の4桁を書いてください

6 配偶者の有無
・届出の有無に関係なく記入してください

7 国籍
・国籍を記入し外国の場合は国名も書いてください

8 現在の場所に住んでいる期間
・生まれてから引き続き現在の場所に住んでいる場合は 出生時から のみに記入してください

9 5年前(平成27年10月1日)にはどこに住んでいましたか
・平成27年10月1日より後に生まれた人については 出生後にふだん住んでいた場所を記入してください
・5年前に 同じ市内の他の区に住んでいた場合は 他の区・市町村に記入してください
・他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も書いてください
(東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)

電話番号 (わからないことがあった場合 問合せに利用いたします) → → → ウラ側(第2面)も記入してください → → →

調査員記入欄

世帯の種類 一般世帯(一人世帯 会社等の独身寮の同居者を含む) 学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 病院・療養所の入院者 老人ホーム等の社会施設の入所者 その他

住宅の種類 一戸建 長屋建(テラス/ハスを含む) 共同住宅(アパート・マンションなど) その他 建物全体の階数 建物の階数 事務使用欄

市区町村コード 4 8 1 0 1 調査区番号 9 9 - 1 - 9 世帯番号 1

この世帯の調査票 枚のうち 枚目

第1面 1

世一〇

この調査票は機械にかけますので汚さないでください

ご記入ありがとうございました

10 教育	1	2	3	4
<p>現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで 矢印に従って記入してください</p> <p>・在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください</p> <p>・専修学校(専門学校など)・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください</p>	<p>在学中 卒業 未就学</p> <p>小学 幼稚園 中 学 保育園・保育所 高校・旧中 短大・高専 認定こども園 大 学 大学院 乳児・その他</p>	<p>在学中 卒業 未就学</p> <p>小学 幼稚園 中 学 保育園・保育所 高校・旧中 短大・高専 認定こども園 大 学 大学院 乳児・その他</p>	<p>在学中 卒業 未就学</p> <p>小学 幼稚園 中 学 保育園・保育所 高校・旧中 短大・高専 認定こども園 大 学 大学院 乳児・その他</p>	<p>在学中 卒業 未就学</p> <p>小学 幼稚園 中 学 保育園・保育所 高校・旧中 短大・高専 認定こども園 大 学 大学院 乳児・その他</p>
<p>9月24日から30日 11 までの1週間 に仕事を しましたか</p> <p>・仕事とは収入を伴う仕事をいい 自家営業(農業や店の仕事など) の手伝いや内職・パートタイム・ アルバイトも含めます</p> <p>・通学には 予備校・専門学校など に通っている場合も含めます</p> <p>・幼稚園又は保育所などに通って いる場合は その他に記入してく ださい</p>	<p>主に 仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人</p>	<p>主に 仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人</p>	<p>主に 仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人</p>	<p>主に 仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人 仕事を休んでいない人</p>
<p>就業者・通学者について (11欄で仕事を休んでいたに記入した人は12~16欄にその休んでいた仕事について記入してください)</p>				
<p>12 従業地又は通学地</p> <p>・仕事も通学もしている人は 仕事を している場所について記入して ください</p> <p>・同じ市内の他の区に通勤・通学 している場合は他の区・市町村 に記入してください</p> <p>・他の区・市町村の場合は 都道 府県・市区町村名も書いて ください (東京都区部と政令指定都市 の場合は区名まで)</p>	<p>自宅(住み込みを含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村</p> <p>14欄へ 13欄へ (所在地を記入)</p> <p>都道府県 市郡 区町村</p>	<p>自宅(住み込みを含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村</p> <p>14欄へ 13欄へ (所在地を記入)</p> <p>都道府県 市郡 区町村</p>	<p>自宅(住み込みを含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村</p> <p>14欄へ 13欄へ (所在地を記入)</p> <p>都道府県 市郡 区町村</p>	<p>自宅(住み込みを含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村</p> <p>14欄へ 13欄へ (所在地を記入)</p> <p>都道府県 市郡 区町村</p>
<p>13 従業地又は通学地 までの利用交通手段</p> <p>・二つ以上の交通手段を利用している 場合(徒歩を除く)は 該当するもの すべてに記入してください</p> <p>・徒歩のみで通勤・通学している場合は 徒歩のみに記入してください</p>	<p>徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 自動車 タクシー オートバイ 自転車 その他</p>	<p>徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 自動車 タクシー オートバイ 自転車 その他</p>	<p>徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 自動車 タクシー オートバイ 自転車 その他</p>	<p>徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 自動車 タクシー オートバイ 自転車 その他</p>
<p>就業者について (11欄で通学に記入した人は14~16欄には記入の必要はありません)</p>				
<p>14 勤めか 自営かの別</p> <p>・労働者派遣事業所の派遣社員 とは 労働者派遣法に基づいて 派遣されている人をいいます</p> <p>・パート・アルバイト・その他には 契約社員 嘱託なども含めます</p> <p>・自営業主とは 個人で事業を経営 している人(農家などを含む)や 自由業の人をいいます</p>	<p>雇われている人 会社 正職・労働者派遣事業所の従業員 パート・アルバイトなどの派遣社員 その他の役員</p> <p>自営業主 家族 家庭内の賃仕事(内職) 雇人 雇人なし 従業者</p>	<p>雇われている人 会社 正職・労働者派遣事業所の従業員 パート・アルバイトなどの派遣社員 その他の役員</p> <p>自営業主 家族 家庭内の賃仕事(内職) 雇人 雇人なし 従業者</p>	<p>雇われている人 会社 正職・労働者派遣事業所の従業員 パート・アルバイトなどの派遣社員 その他の役員</p> <p>自営業主 家族 家庭内の賃仕事(内職) 雇人 雇人なし 従業者</p>	<p>雇われている人 会社 正職・労働者派遣事業所の従業員 パート・アルバイトなどの派遣社員 その他の役員</p> <p>自営業主 家族 家庭内の賃仕事(内職) 雇人 雇人なし 従業者</p>
<p>15 勤め先・業主などの 名称及び事業の内容</p> <p>・仕事をしている事業所 (本社 支店 営業所 工場 商店など)の名称 を書いてください (官公庁は課名まで)</p> <p>・その事業所で主に営まれて いる事業の内容をくわしく 書いてください</p> <p>・労働者派遣事業所の派遣 社員は 派遣先(実際に仕 事をしている事業所)に ついて書いてください</p>	<p>15欄と16欄は「調査票の記入のしかた」の10~15ページの書き方の例を参考にしてくわしく書いてください</p>			
<p>16 本人の仕事の内容</p> <p>・本人が実際にしている主な仕事 の内容をくわしく書いてください</p>				

2020年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表予定	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	2021年2月	インターネットを利用する方法等によって公表。 人口は公表日に官報に公示。
	基本集計	人口等基本集計	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	2021年9月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示。
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類構成に関する結果	大分類	大分類			2022年3月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
抽出詳細集計		就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国, 都道府県, 市区町村	2022年11月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国, 都道府県, 市区町村	2022年5月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	2021年12月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類構成に関する結果	大分類	大分類		全国, 都道府県, 市区町村	2022年6月	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等, 基本単位区, 地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表。	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類				
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—				

1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

2) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。